

「	円	円	円
	47,310	61,710	70,970
	40,110	51,420	59,650
	11,720	15,010	17,380
	9,770	12,750	14,500
	2,460	3,290	3,700
	1,230	1,440	1,640
	2,880	3,800	4,210
	1,230	1,440	1,640
	2,160	2,880	3,180
	1,230	1,440	1,640
	2,880	3,800	4,210
	1,130	1,640	1,740
	1,130	1,640	1,740
	1,020	1,230	1,440
	920	1,130	1,230
」			

に改め、同表備考3中「、ホール

にあっては1,000円未満、創造活動室にあっては100円」を「10円」に改め、同備考4中「より計算した額」を「掲げる額（3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に、「100円」を「10円」に改め、同備考5中「100円」を「10円」に改め、同備考7中「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。